

公益財団法人国際開発救援財団

定 款

公益財団法人国際開発救援財団

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際開発救援財団（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を、東京都千代田区に置く。

2 本財団は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、開発途上国における子どもの福祉を中心とした住民の生活環境の向上及び地域開発の推進に資するための援助事業、並びに地震・サイクロン等の自然災害時における緊急援助事業を実施し、もって開発途上国の自立的発展及び福祉の増進に寄与すること、また、日本国内における災害被災者への緊急援助を実施し、もって社会復帰を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 開発途上国における子どもの福祉を中心とした住民の生活環境の向上及び自立的発展に必要な物資の供与
 - (2) 開発途上国における住民の生活環境の向上のための援助活動をしている者又は民間援助団体に対する援助及び連携
 - (3) 開発途上国における住民の生活環境の向上及び自立的発展を推進するための専門家の派遣並びに開発途上国からの研修員等の受入れ及び斡旋
 - (4) 開発途上国における自然災害等の被災者に対する食糧その他生活必需品並びに復旧資材等の供与
 - (5) 日本国内における自然災害等の被災者に対する食糧その他生活必需品並びに復旧資材等の供与
 - (6) 開発途上国に対する援助活動についての情報の収集、調査及び研究
 - (7) 前各号の事業に関する啓発及び広報
 - (8) その他本財団の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 本財団の事業を行うために不可欠なものとして、理事会で決議した財産を本財団の基本財産とする。

- 2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 4 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末

日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 本財団に、評議員8名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要す

る法人をいう。)

(職務及び権限)

第12条 評議員は評議員会を構成し、第16条に規定する事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事及び監事の報酬等の額並びに支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、評議員会は、理事会の決議によって定められた第36条第4号に掲げる当該評議員会の目的である事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、法人法第191条第1項若しくは第2項に規定する者の選任については、この限りでない。

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(定足数)

第19条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員の互選により選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項を評議員会に報告することを要しない。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名押印する。

(評議員会の運営)

第25条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員等

(役員の種類及び定数)

第26条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。4名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は前項の決議によって、代表理事を理事長に選定し、業務執行理事より副理事長2名以内、専務理事1名以内、常務理事1名以内を選定することができる。

4 代表理事が欠けた場合は、理事会を開催して、新たな代表理事を選定する。

5 各理事について、当該理事及び配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

6 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接した関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

7 監事には、本財団の理事及び評議員並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を総理する。業務執行理事は本財団の業務を分担執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。

5 常務理事は、専務理事を補佐する。

6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 任期中に増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了するときまでとする。

5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(会長)

第33条 本財団に任意の機関として、会長1名を置くことができる。

2 会長は理事長の諮問に対し意見を述べることができる。

3 会長は理事会において任期を定めた上で選任する。

4 会長は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第34条 本財団は任意の機関として、顧問7名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

3 顧問は理事会において任期を定めた上で選任する。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(開催)

第37条 理事会は、定例理事会として定時評議員会開催月及び毎事業年度終了前3箇月以内に1回開催するほか、臨時理事会として、必要がある場合に開催する。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(理事会の運営)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第46条 本財団の目的に賛同し、会費を納入して本財団の活動を支援する個人又は法人を賛助会員とする。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 3 事務局には、所要の職員を置く。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条第1項についても適用する。

(解散)

第49条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、国若しくは地方公共団体、又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本財団の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は飯島延浩、業務執行理事は峯野龍弘、三木晴雄、榊原寛、江川信彦とする。

沿革

平成22年11月1日施行

平成23年6月17日一部改正

平成24年6月22日一部改正

平成26年6月26日一部改正